

「和歌山市幼児児童生徒川端龍子賞（個人賞）」募集要項

1 趣旨

優れた図工・美術作品を制作した和歌山市の幼児、児童、生徒等を表彰することにより、今後の和歌山市の図工・美術教育の振興を図る。

2 概要

和歌山市の幼児、児童、生徒等から作品を募り、選考委員会において選考後、表彰を行う。

3 主催

和歌山市教育委員会

4 応募規定

（1）対象

下記の⑦または⑧に該当する幼児、児童、生徒又は学生

⑦本市の区域内に所在する保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に在籍する幼児（4歳児クラス以上）、児童又は生徒

⑧本市の区域外に所在する保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）に在籍する幼児（4歳児クラス以上）、児童、生徒又は学生で、本市に住所を有するもの

（2）部門

・応募単位は個人単位とする。

・各団体から下記1部門につき3点までの応募

保育所・認定こども園・幼稚園部門（4歳児クラス以上）

小学校低学年部門（小学校1学年・2学年・3学年）

小学校高学年部門（小学校4学年・5学年・6学年）

中学校部門

高等学校部門

※特別支援学校及び義務教育学校の児童生徒や中等教育学校の生徒、高等専門学校（第3学年まで）の学生は年齢に照らして各部門に応募

（3）作品

①描画や版画等、主として平面のもの

②題材・画材は自由。

③大きさは、色紙の大きさ（273mm×242mm）以上、四つ切り以下とし、不定形（40cm×58cm以内）も可とする。

※4月1日から応募締切日の期間に制作した未発表のもの

(4) 応募方法

- ・応募者は在籍する団体（学校等）に申し出る。応募者が各部門 3 点を超える場合は、団体内で選考した上で事務局に提出する。
- ・作品裏に、別紙応募票【個票】（別紙様式Ⅱの②）を貼付のうえ、学校等が応募票【一覧表】（別紙様式Ⅱの①）を添えて作品を事務局に提出する。

(5) 応募先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市教育委員会 学校教育課長宛

（和歌山市川端龍子賞等選考委員会事務局）

TEL：073-435-1196

FAX：073-431-9629

直接搬入又は郵送。和歌山市立学校等は連絡日の利用可。

(6) 応募期間

12月1日～12月の第3金曜日

※郵送の場合、応募期間内に必着

5 審査

事務局の事前審査後、和歌山市川端龍子賞等選考委員会条例により和歌山市教育委員会が委嘱した選考委員が行う。原則として前述、「4 応募規定（2）部門」の中から各5作品まで入賞作品として選出する。

6 表彰

表彰式は翌年3月、和歌山市役所にて行う。

受賞者には、賞状と記念品を贈る。

7 入賞発表

受賞決定者には、学校等を通じて事務局より追って連絡する。

8 公表

受賞者名や受賞作品は、公共施設にて公表する。

9 作品の取扱い

- ・提出物の著作権は主催者側に帰属することとし、市等が主催する展示会や研修会、各種印刷物などに使用することがある。
- ・提出物内の個人情報事務処理以外に使用しない。但し、「8 公表」に際しては、学校（園・所）名、学年、氏名を掲示する場合がある。
- ・入賞のいかんに関わらず、作品は原則として返却しない。ただし希望がある場合は応募先まで連絡すること。